

# ♪ お花をあげましょ～



ひな祭りの準備をする中央保育所の子どもたち

見本 ¥1,000

MAKUBETSU

3月1日から

# 地域振興券を

# 交付しています

個人消費と地域経済の活性化を目的に交付される「地域振興券」。幕別町でも三月一日から交付を開始しています。今回交付の対象となる方は町内で約六千五百人。交付される額は町全体で約一億二千万円になる見込みです。この「地域振興券」、利用期間や使える範囲も限定されているので、今月号では再度皆さんに概要をお知らせします。

## 対象となる人は？

- 平成十一年一月一日の基準日に次の要件に該当する方です。
- ① 十五歳以下（昭和五十八年一月二日以降生まれ）の児童がいる世帯主の方
  - ② 老齢福祉年金等の受給者
  - ③ 六十五歳以上（昭和九年一月一日以前に生まれた方）の市区町村民税（所得割のみ）非課税の寝たきりの方
  - ④ 六十五歳以上の個人の市区町村民税（所得割、均等割両方とも）非課税の方

## 交付額は？

交付額は一人につき二万円です（額面千円の地域振興券二十枚つづりを交付）。

## 交付の方法は？

- （本人が申請・受領の場合）
- 十五歳以下の児童を持つ世帯主
    - 二月下旬に町から送付しました引換申請券と印鑑、本人を認める書類（健康保険証、運転免許証等）を持参。
    - 老齢福祉年金等の受給者
      - 二月下旬に町から送付しました申請案内書と印鑑、本人を認める書類（健康保険証、運転免許証等）を持参。
  - 代理人が申請・受領の場合
    - 十五歳以下の児童を持つ世帯主
      - ① 引換申請券の申請欄および委任欄に交付対象者の印鑑を押し。
      - ② 代理人の印鑑および代理人本人を確認できる書類（健康保険証、運転免許証等）を持参。
      - 老齢福祉年金等の受給者
        - ① 申請案内書と交付対象者および代理人の印鑑を持参。
        - ② 代理人本人を確認できる書類（健康保険証、運転免許証等）を持参。

## 有効期限は？

地域振興券の引き換えおよびその利用については、平成十一

持参する場所は役場または札内支所、糠内出張所です。

## どうして利用できるの？

幕別町で発行した地域振興券は、幕別町内で地域振興券の取り扱い店舗である旨を表示するポスターやステッカーが掲示された店に限りご使用いただけます。なお地域振興券を交付する際に、ご利用することができず、事業所一覧表をお渡しします。

## こんなことに注意!!

- お釣りは出ません
- 換金・譲渡・売買はできません
- 町外では使用できません

## 振興券を利用できる範囲は？

たとえば……

スーパーなどでの買い物、レストランでのお食事、小売店での買い物、新聞購読料、理容店、美容院、医療費、旅館などの宿泊にご利用できます。

でも……

自動車やバスの定期購入、ローンの支払い、公共施設利用料、切手・はがきなどの購入、商品券・テレホンカード・プリペイドカードの購入、電気・水道・ガスなどの支払いにはご利用できません。

お問い合わせは、総務課総務係へ（内線351）



店頭にも掲示されるポスター（左）とステッカー（右）

# 第12回ミニスキージャンプ大会

2月14日、糠内農村公園特設会場において第12回ミニスキージャンプ大会が開かれました。この日エントリーしたのは178人の選手。それぞれ飛距離の部や仮装の部に出場し、優勝目指してがんばりました。



飛んでくれ～



見る側も楽しめました



ただいまの記録...



## 部門別の優勝者 (敬称略)

- 飛距離
  - 一般男子 牧 克人 (帯広市) 7m28cm
  - 一般女子 大谷 朋子 (美幌町) 5m02cm
  - 中学男子 中原元気 (幕別町) 4m55cm
  - 小学5・6年 杉本 賢 ( / ) 4m70cm
  - 小学3・4年 中川結貴 (帯広市) 3m78cm
- 仮装
  - 佐野量子 (幕別町)
  - 志賀清美 ( / )

## 町の財政あれこれ

今月は、社会資本整備にはお金がかかること、また今後、厳しさを増す財政運営をどうしていくのかについて考えてみます。

町の財政がひっ迫したのは事業のやりすぎに原因があるのではないか

事業の実施に地方債の発行を伴い、そのことが後年次の財政負担に影響を及ぼす建設事業について検討してみることになります。

幕別町のまちづくりの歴史を振り返ってみると、昭和五十年代には教育施設や道路整備、昭和六十年代には上下水道、公園等の都市基盤整備、平成に入ってからには文化教養施設、保健福祉施設の整備に力を注いできました。

これらの事業は、その時々時代の背景や住民要望に沿って、幕別町に不可欠の事業であることを認識したうえで実施してきたものです。その際、事業の実施に伴う地

方債の借入れが、後年次、過度の負担とならないよう、将来の財政運営を見据えながら計画的に実施してきたことは言うまでもありません。

このように、計画的に事業を実施してきたにもかかわらず、結果として財政的にひっ迫した状況に陥ったのは、何といたっても、バブル崩壊を境にした戦後最悪といわれる景気低迷による税収の落ち込みと、九次にわたる国の経済対策に呼応して実施せざるを得なかった単独事業に伴う地方債の償還に起因しているにほかなりません。バブル崩壊後の不況は、だれもが予想し得なかったことです。このことは、拓銀や山一証券など一流企業の経営が破たんし、地方公共団体においても、東京都、神奈川県、大阪府などこれまで富裕団体

といわれた大都市圏の都府県が相次いで「財政の非常事態宣言」をしていることからもおわかりいただけるでしょう。

これに加え、忘れてならないのは、幕別町には宿命ともいえるべき特殊な事情があり、それが事業量に密接に関係しているということです。それは、幕別町には、幕別と札内の核となる二つの市街地が約九キロメートルの距離を隔てて存在し、それぞれの周辺地域を含め、あたかも町内に二つの地方公共団体が存在しているかの様相を呈していることなのです。これを

わかりやすく例えると、札内市街を中心とする西幕別地区は「芽室町」、幕別市街地を中心とする中央幕別地区および南幕別地区は「鹿追町」の人口に匹敵するので

す。社会資本整備に要する費用は、市街化区域面積、とりわけ可住地面積と相関関係があります。このことは、平成九年度末地方債残高344億円のうち約83%にあたる288億円が市街地に投入されているという事実が証明しています。つまり、一定規模の市街地が形成されると、その市街地内にお



いて最低限の日常生活を送るのに必要なサービスの調達に社会資本の整備が求められるのです。従って、幕別町のように市街地が二つあれば、両方の市街地に同レベルのサービスが享受できる施設が必要になってくるのです。

また、水道事業では、今でこそ広域水道企業団から受水しているもの、もともとは猿別の浄水場しかなかったため、札内までの間、料金収入がほとんど見込めないにもかかわらず、多額の費用をかけて配水管を布設しなければなりません。一方下水道事業でも、両市街間の九キロメートルの距離がネックになり、流域関連公共下水道(帯広市)と単独公共下水道(幕別)の二カ所の処理場でそれぞれ汚水処理をせざるを得なかったのです。

このように、幕別町では、市街地が距離を隔てて二つあることで、類似の施設を両方に造つたりしなければならぬ地域事情が存在するため、他の市町村に比べて多額の社会資本整備が必要になるのです。

## 地方分権と行政改革

行政改革の論議が、毎日のように新聞やテレビで報じられていきます。国も地方自治体も、少子化・

高齢化、危機的な財政状況など、行政をとりまく環境は、きわめて厳しい状況にあります。

景気低迷による国、地方を通じた税収の落ち込みにより、今後ますます地方財政の運営は厳しさを増すものと思われれます。今こそ、一切の無駄を省き、スクラップ・アンド・ビルドの精神に基づく効果的な施策の展開、最小の経費で最大の効果を上げるための創意工夫を徹底するとともに、歳入面においても経費対受益の測定をしていかなければならないときです。

町では、社会情勢の急激な変化と行財政を取り巻く厳しい状況に対応し、新たな行政システムを確立するため、行政改革に積極的に取り組んでいます。この取り組みは、平成八年三月に策定された「幕別町行政改革大綱」に沿って、実行計画として定められた43項目の改善・改革を実施するものです。

平成八年度以降、車両センターや、公共施設の民間委託、焼肉ガーデンの民営化、各種使用料の見直しなどによって、平年度ベースで1億6千万円の財源を生み出してきていますが、引き続き住民サービスの向上に配慮しつつ、効果的な財政運営に努めていかなければなりません。

さらに地方分権の推進は、権限

が地方に移譲され、市町村の自己決定権と自己責任の拡大という新たな問題が生じてくるわけです。

町では、こうした課題に対処するため、新たな課題に適切に対応できるような人材育成や政策形成能力を高める取り組みを行っています。こうした取り組みを積極的に実施することこそが行政改革を推進し、地方分権の受け皿づくりになると考えています。

国・都道府県・市町村の間で、無駄な手続きや規制を廃止するとともに、「どこで仕事を行うこと

が効率的か」という仕事の分担のあり方を整理する一方、市町村が行う仕事の財源を自らが確保できるように仕組みに見直すとともに、市町村も自主性・自立性を基本として、現在の仕事のあり方について徹底した見直しを進めることが必要です。

町では来るべき地方分権の時代に向けて、より一層簡素で効率的な行政システムを確立するため、行政自らが行政運営全般にわたる総点検を行い、行政改革を積極的に推進していきます。

## 第2次行政改革大綱の進ちょく状況 (単位：万円)

### ■達成項目(43項目中38項目、進ちょく率88%)

|         |       |        |        |
|---------|-------|--------|--------|
| ①圧着シーラー | 120   | ②利子補給金 | 150    |
| ③敬老入浴   | 1,500 | ④事業系ゴミ | 400    |
| ⑤水道料金   | 3,000 | ⑥下水道料金 | 1,600  |
| ⑦へき地保育所 | 80    | ⑧幼稚園   | 50     |
| ⑨車輛センター | 3,850 | ⑩公園等管理 | 2,950  |
| ⑪焼肉ガーデン | 500   | ⑫組織見直し | 1,800  |
|         |       | 合計     | 16,000 |

### ■未達成項目(5項目)

- ①地籍(平成11年度から対応)
- ②納税奨励金(平成11年度から一部対応)
- ③行政区のあり方(現在協議中)
- ④支所機能の見直し
- ⑤管理課の設置

# 国保会計は“非常事態”

国保税の収納率は平成八年度が九三・九七％、同九年度が九二・四三％と、低下を続けています（退職被保険者分を除く）。収納率の低下は、翌年度の普通調整交付金（国庫負担金）の算定に影響します。

被保険者が一人未満の市町村の場合、収納率が九四％を下回ると五％、九二％を下回ると一〇％、普通調整交付金が減額されます。平成九年度は五％、金額にして四百二十六万四千円が減額されました。これ以上収納率が低下すると一〇％の減額が適用され、国保会計では年間一千万円前後の財源を失います。減額分を補うには国保税を引き上げる以外に方法はなく、一人の滞納が他の多くの加入者のみなさんに負担を強いることとなります。国保税は納期内にきちんと納めましょう。



## 国保税が国保を支えます

国保（国民健康保険）は、加入者（被保険者）一人ひとり平等に医療を受けられるようにするための制度です。もし国保税（国民健康保険税）を納めない人がいると、他の加入者との公平を欠くばかりか、国保制度そのものが成り立たなくなってしまうのです。

国保税は国保会計の収入の約四割を占める、最も重要な財源です。一人はみんなのために、みんなは一人のために、国保税は必ず納めましょう。

## 国保税の決まり方

その年に予測される医療費から、国などの補助金、みなさんが病院などで支払う一部負担金を除いた分を国保税として負担していただきます。ですから医療費が上がると、それにつれて国保税も上がります。

国保税は、毎年四月一日現在で国民健康保険に加入している人に課税されます。世帯単位に計算した次の四つの項目の合計が、一年間の国保税になります。

※「」内は平成十年度の税率

- ① 平等割 一世帯につき  
「三四、〇〇〇円」
- ② 均等割 加入者一人につき

●国保税収納率（退職被保険者を除く）



●1人当たりの医療費と国保税負担



〔二六、五〇〇円〕

③所得割 世帯の所得に応じて

〔所得の六・七％〕

④資産割 世帯の資産に応じて

〔固定資産税の一〇・〇％〕

なお、所得が少ないみなさんには平等割と均等割が最大七〇％減額されます。減額分は国が二分の一、北海道と町が二分の一ずつを負担する仕組みになっています（保険基盤安定制度）。

### 納付義務は世帯主に

国保税を納める義務は、国保に入っている・いないにかかわらず、世帯主にあります。職場の健康保険（社会保険など）と違って、国保は一人ひとりが被保険者です。国保の被保険者の中には、赤ちゃんから大人まで、さまざまな人がいます。一人ひとりに納付義務が課せられると、子供や生まれたばかりの赤ちゃんまでが国保税を納める義務を負うこととなります。そこで国民健康保険法では、「各世帯の世帯主が国保税を納める義務がある」と定めています。この決まりは、世帯主が職場の健康保険などに加入している（国保に入っていない）場合でも、世帯内に国保の被保険者がいると、国保税の通知書は世帯主あてに送られます。

### 月割り課税

年度の途中で被保険者に異動（転入・転出・出生・死亡・社会保険に加入・社会保険から脱退など）があった場合は、税額が増減が生じるため、その都度計算し直してお知らせします。税額の再計算は日数単位ではなく月単位になります。税額変更通知は異動届が出された翌月の中旬にお送りしています。

### 届け出が遅れると……

国保には、加入するときも脱退するときも届け出が必要です。この届け出が遅れてしまうと、次のようなことが起きます。

①加入の届け出が遅れた場合

五月に会社の健康保険を脱退し、十二月に国保の加入を届け出た↓資格のできた五月までさかのぼって国保税を納めなければなりません。

中には「お医者さんにかからないから国保に入りたくない」という人がいます。どんなに丈夫だと思っても、いつ病気になったりけがをするかわかりません。そのときになってあわてて加入した場合、国保の加入資格が発生したときにさかのぼって国保税が課税されます（最長三年）。負担はいつか必ずやってきます。

②脱退の届け出が遅れた場合

五月に会社の健康保険に加入、十二月に国保に脱退の届け出をした↓医療保険に二重に加入することになり、社会保険料と国保税を二重に納めることになってしまいます。

### 滞納を続ける

国保は、被保険者がお金を出し合ってお互いに助け合う制度です。一人でも国保税を納めない人がいると、公平を欠きます。

滞納の理由には「うっかり忘れていた」「経済的に苦しい」「たまりすぎてしまっって払えない」「納めにくくひまがない」など、さまざまな事情があります。分割納付、口座振替など、納付方法は税務課納税係にご相談ください。故意に長い間滞納し、納税相談にも応じない場合には、財産差し押さえなどの処分を受けることがあります。また、平成十二年度からは保険証の返還も求められるようになります。そうなる前にまずは一度納税相談をお受けください。

### 国保税の領収書は大切に

納めた国保税は年末調整や確定申告のときに、全額社会保険料控除の対象になります。国保税の領収書は大切に保管しましょう。

### 健康こそ国保を守るキーワード

病気を予防し、健康な生活を送ることが国保の健全運営にもつながります。みなさんのご協力をお願いします。

●元気で暮らすポイント

- ①偏食を避け、栄養のバランスがとれた食事をとる。多種類の食品を食べ、一日三食腹八分目。
- ②適度の運動で若々しい体力を保つ。こまめに体を動かしたり、ウォーキングなどの運動を。
- ③睡眠・休養を十分とって疲労を回復し、趣味を持ってストレスの解消を。
- ④疾病予防のため、一年に一度は人間ドックや歯科検診を。





公区・サークルの活動などを  
広報広聴担当に連絡ください

## 雪中でパークゴルフ

二月二十一日、運動公園で雪中パークゴルフ大会が行われました。この日は園内に三十六ホールの特設コースを設け、町内外から八十六人が参加。雪上で変化するボールに、四苦八苦の様子でした。なお男子の部は横道和夫さん(帯広市)、女子の部は伊藤勝子さん(札幌・青葉町)がそれぞれ優勝しました。



## 健康体操初心者講習会

札幌福祉センターで健康体操初心者講習会が開かれました。この講習は1月21日から2月18日までの間に計4回実施。町保健婦の指導のもと、東洋医学に基づいた五導術(全身の骨格や関節を調整し、こりや緊張をやわらげる、自律神経を調整するなど5つの効果がある体操)を中心とした自然治癒力を高める体操36種類を行いました。



## ピカピカの一年生

二月に入り、町内の各小学校で新一年生の一日入学が始まりました。六日に行われた札幌市内小学校では、五十一人の新一年生たちが、現一年生と簡単な工作を共同で行いました。はじめは緊張気味でしたが、最後は元気がいっぱい楽しんでいました。



## ミニバレーで交流

二月二十一日、札幌スポーツセンターでミニバレー公区対抗交流会が開かれました。交流会には四十チーム、百七十八人が出場。白熱した試合が展開され、会場は熱気に包まれていました。なお全日本チームが見事優勝しました。



## Queen's English with Daniel

### Introducing my family.

わたしの家族を紹介します。

(Scott, is visiting Jamie's house for the first time.)

(スコットはジェミの家に初めて行きました。)

**Jamie :** Hi Scott, please come in !

こんにちはスコット、どうぞ入ってください。

**Scott :** Hi Jamie, how's it going ?

こんにちはジェミ、元気ですか？

**Jamie :** I'm fine, come and meet my family. This is my father and mother.

ええ元気です。家族を紹介します。こちらが父と母です。

**Scott :** Nice to meet you.

よろしくお願ひします。

**Jamie :** This is Emma my little sister.

こちらがわたしの妹エマです。



**Scott :** Hi Emma.

こんにちはエマ。

**Emma :** Hi Scott.

こんにちはスコット。

**Jamie :** And this is Paul, my big brother.

そして、こちらがわたしの兄ポールです。

**Emma :** Scott, do you have any brothers or sisters ?

スコット、兄弟(姉妹)はいますか？

**Scott :** Yes, I have one older brother and one younger sister.

はい、兄1人と妹1人います。

※big brother=older brother, little sister=younger sister

## 明るいまちづくり住民大会開催

2月21日、幕別町民会館で明るいまちづくり住民大会が開かれました。この大会は住民自らが学び、豊かで住みよい地域を築くことを目的に手づくりのまち推進委員会が実施。講演会では足寄町「日本足並み会」の山下和洋会長から「フットワーク、ネットワーク」と題して活動報告がありました。また、みずほ町公区板垣竣介副公区長から公区活動の実践発表があり、約180人の参加者は熱心に耳を傾けていました。



二月七日、百年記念ホールで町文化協会三十周年記念式典および記念講演会が開かれました。式典では活動を支えてきた十三団体と九個人の方に対し、感謝状を贈呈。また式典終了後は、STV「どさんこワイド212」クッキングキャスターで

知られる星澤幸子さんの講演が行われました。講演では食文化をテーマに、健康と食事のかわりについて、体験談などを披露。星澤さんのジョークまじりの軽快な口調に、会場は終始笑いに包まれていました。

## 健康づくり

### 第36回 元気に体を動かそう!!

#### ホットライン

～トレーニング室の利用について～

- 保：だんだん、暖かくなってきたわね。  
 ☺：ポカポカ陽気で、気持ちがいいよね。冬の間は寒かったから、こたつの中で寝てばかりいたんだ。体がなまっちゃったような気がするよ…。  
 保：あらあら、運動はしていなかったの？  
 ☺：だって、雪が降ったり、寒かったりすると、外になんて出られないよー。雨降りが続くときも、外に出られないし…。  
 保：そうね、悪天候のときは無理しないほうがいいわね。そんなときはぜひ、保健福祉センターの「健康増進室（トレーニング室）」を利用してほしいわね。  
 ☺：「健康増進室（トレーニング室）」？どんなところなの？  
 保：スポーツジムのように、いろいろな機械があるわよ。脂肪を燃やす運動の機械や、筋肉をつける運動の機械が、たくさんあるの。  
 ☺：そんないい機械があるんだー。でも、僕は使い方がわからないしな…。  
 保：大丈夫よ。インストラクターの人がいてくれるので、使い方や運動する上での注意事項をちゃんと教えてくれるのよ。  
 ☺：そうなんだ、だったら安心して運動できるね。  
 保：それとスマイル君のように「体がなまってしまったと思っている人」や、「自分の体力はどのくらいかと不安のある人」にお勧めしたいのが体力測定よ。自分の体力は何歳くらいなのか、どのような運動が適しているのか、すぐわかるの。  
**体力測定は、事前の予約が必要よ！**



#### 《トレーニング室の利用について》

利用日 月・水・木・金・土・日（火曜日、祝日以外）  
 利用時間 10：00～13：00 14：00～17：00 18：00～20：45  
 持ち物 上靴、タオル等  
 料金 無料（幕別町外者 1回500円）※中学生以下はご利用できません。

#### 《体力測定について》

利用日時 **電話予約**（保健福祉センター 54-3811）  
 持ち物 上靴、タオル等  
 料金 300円（幕別町外者 1回1000円）  
 ※小学生以下はご利用できません。

- ☺：電話予約をしてから、僕も体力測定をしてくるよ！  
 保：スマイル君が行くなら、私も一緒に行こうかしら！ 一緒に頑張りましょうね。

# わが家のアイドル



**小山佳織** ちゃん(相川)  
 平成十年三月二十一日生  
 パパ 秀樹さん  
 ママ 奈美さん

“チャボチャボマン”  
 ことパパとおふろに入  
 るのが大好きです。



**山口真以** ちゃん(中央町)  
 平成十年三月一日生  
 パパ 宣幸さん  
 ママ 延江さん

スカートをはいてい  
 ても「ボク」と呼ばれて  
 しまいます。



**矢野裕斗** くん(泉町)  
 平成十年二月二十四日生  
 パパ 徹雄さん  
 ママ 麻美さん

ヤン坊&マー坊が大好  
 きで、いつもTVにくぎ  
 づけ!



**足利雛乃** ちゃん(北町)  
 平成十年二月二十三日生  
 パパ 誠一さん  
 ママ 雅美さん

パパと遊ぶのが大好き  
 で、いつもキャット、キャ  
 ット大はしゃぎしています。

**募集内容**～来月は平成10年4月生まれのお  
 子さんです。3月15日までに、お子さんの  
 写真と簡単なコメント(20字程度)、住所、  
 氏名(パパとママも)、生年月日を役場企画  
 室広報広聴担当までお寄せ下さい。なお写  
 真はお返ししませんので、ご了承願います。



## ハガキで一言

**要** 望として、公共・観光施設  
 へ行くための地図(周辺の  
 道路、建物などの略図)を作製  
 し配布していただけないでし  
 ょうか? 転居して約五年にな  
 りますが、いまいちどの道を通  
 っていくか、いいかわからない場  
 所があるので検討してください  
 ます。全戸配布

ではなくても、希望者や新規  
 入者に配布できる方法で願  
 います。  
**みずほ町 森 和子**  
 ……町では転入された方  
 に対して、窓口において主  
 な公共施設が載っている  
 略図(幕別・札内を中心  
 とした)をお渡ししてい  
 ます。また役場商工観光課  
 や札内支所には、十勝や  
 幕別の観光パンフレット  
 なども備え、希望者が自  
 由に持ち帰ることができ  
 るので、利用してみてください  
 ます。(昨年十月号の広  
 報紙にも観光施設などを  
 掲載しています)  
 ……つものいろいろな情  
 報があり、どうぞござい  
 ます。これからも楽しんで  
 みるにしたいので、ご  
 ざいます。PN. 二宮

**お知らせ**  
 イラスト展については、平  
 成年から始まり、今年で第  
 十一年もイラスト展の季節が  
 やってきました。  
 今年の展示の対象は、昨年  
 の四月号から今年の三月号  
 までの送られてきたもの。そ  
 の数はなんと三百九十三通。  
 これらの作品の中から、学  
 年別で五部門、それぞれの部  
 門で特賞・入賞者を決定し  
 ます。また特賞・入賞者全  
 員、投票者の中から抽選で  
 記念品をプレゼントします。  
 皆さん、ぜひ見に来てくだ  
 さいね。  
 ●百年ホールギャラリー  
 3月24日(水)～3月29日(月)  
 ●幕別町図書館  
 3月31日(水)～4月5日(月)



(有) 大上電気工業

目を迎えます。長年続い  
 てきましたが、最近では投  
 稿数も少なくなつてきた  
 ため、今回もついでにイラ  
 スト展は終了することに  
 します。なおイラストは今  
 までどおり募集します。  
**「ご寄付ありがとうございました」**  
 (二月二十一日現在)  
 ▽磯部勇さん(相川)から  
 図書整備基金に五万円  
 ▽大上電気工業から  
 福祉推進基金に百万円

## 広報クイズ

144

5人に500円の図書券が  
 当たる

- 1 三月一日から交付されている地域振興券。幕別町での対象者は何人?  
 ① 約四千五百人  
 ② 約五千五百人  
 ③ 約六千五百人
  - 2 今年のミニスキージャンプ大会で、一般男子の優勝記録は?  
 ① 七秒二八  
 ② 七秒三八  
 ③ 七秒四八
  - 3 今月の数字でみるわたしのまちで取り上げた数字は?  
 ① 10,000  
 ② 20,000  
 ③ 30,000
- 【応募方法】**  
 はがきに答え(例①—A)住所、氏名、年齢と、ご意見、ご要望などを書き添えて下さい。もちろんイラスト大歓迎です。  
 ★あて先  
 〒089-0692  
 幕別町本町130番地  
 幕別町役場企画室広報広聴担当  
 ★締め切り 3月15日  
 ★前回の正解は ①—B、②—C、③—Bで、35通全員正解。  
**【当選者】(敬称略)**  
 PNくりえん、PNバニラ、金田岩雄、PNヒソカ、PNムーぼん

## 町長きのう今日あした

- 2月の主な動き
- 3日…市町村長道民円卓会議
- 5日…北海道国保連合会第1回理事会(札幌市)
- 7日…幕別町文化協会創立30周年記念式典
- 9日…農業後継新婚者の集い
- 10日…幕別地区総合的な冠水被害軽減対策検討協議会
- 11日…平成10年度永年勤続優良商工従業員表彰式
- 14日…第17回まくべつ冬まつり・第12回ミニスキージャンプ大会
- 15日…まくべつ農村アカデミー公開講座、国保運営協議会
- 16日…北海道道路利用者会議常任理事会(札幌市)
- 17日…新年度予算記者発表、平成11年度指導医師との保健業務打ち合わせ会議
- 18日…十勝町村会通常総会(陸別町)
- 19日…北海道土地連総務金融委員会(札幌市)
- 21日…明るい町づくり住民大会

### ちづくりの爽やかな風を吹かせ



- 22日…第14回JA女性部文化祭並びに農村文化講演会
- 23日…北海道町村会理事会(25日まで札幌市)
- 24日…北海道保健センター連絡協議会役員会
- 25日…北海道土地連第4回理事会
- 26日…シルバーふれ愛まつり'99
- 28日…幕別町婦人まつり

### 林町長の話

新たな時代21世紀。地方自治の課題、それは2000年4月から始まる介護保険などの福祉対策だといわれています。本町での昨年9月1日現在の全人口24,200人のうち65歳以上の高齢者は約4,100人。これらの方をはじめ多くの方が心配することは、元気なうちはいいが病気にでもなると介護が必要になったときにどうしようということ。このような不安に対応するために介護を社会的に支えていこうというのが介護保険制度です。町が先般実施した保健福祉に関する調査の中でも介護が必要になったときには自宅を希望する人が半数以上を占めていました。いつでも、どこでも、だれもが必要な福祉サービスを安心して受けられることのできる条件づくりが大切です。

## 体を動かして、健康づくりしませんか？

### 家庭でできるお手軽エクササイズ

#### …第13回 背筋を伸ばして、ウォーキング！…

厳しい寒さも緩み、おもわず体を動かしたくなりますね。そこで、今回は、もっとも身近に行えるウォーキングの“正しい歩き方”をご紹介します。

正しい歩き方とは、疲れにくく、見た目にも自然で美しい歩き方です。まずは、背筋を伸ばして、歩幅を広めにとり、元気よくリズムをつけて、歩いてみましょう。楽しみながら続けられるとよいですね。



※ウォーキングの前後にはストレッチを行きましょう。

いきなりウォーキングを始めると、心臓の負担も大きく、またケガをする事があります。

運動前はストレッチを行い、筋肉や関節など全身を温めてから始めましょう。運動後に行うストレッチやマッサージは血行をよくし、疲労や筋肉痛を早く取り除く働きがあります。

## 交通安全

### 幕別町の平成11年 交通事故発生状況

|         |          |
|---------|----------|
| 2月22日現在 | (前年同月比)  |
| 発件数     | 8件(±0件)  |
| 死者      | 0人(±0人)  |
| 傷者      | 13人(+3人) |



### 高齢者・女性ドライバーを対象に 冬道安全運転技能講習会を開催

二月二日、幕別自動車学校で高齢者・女性ドライバーを対象に冬道安全運転技能講習会が開かれました。講習ではビデオを見たり、学校内のコースを車で走行するなど、十三人の参加者たちが再度冬道での注意点を確認しました。

#### 参加者に聞きました



岡部 智美さん  
21歳・若草町

今年で二回目の参加になりますが、他人の運転を見ることのでき、自分の運転にも参

考になるので参加してみました。わたしが冬道での運転で日頃注意している点は、交差点での運転と車間距離。以前事故を起こしたこともあったため、特に気を付けるようにしています。今日の講習を参考に、運転技術が向上できればと思っています。

# 数字でみる わたしの町

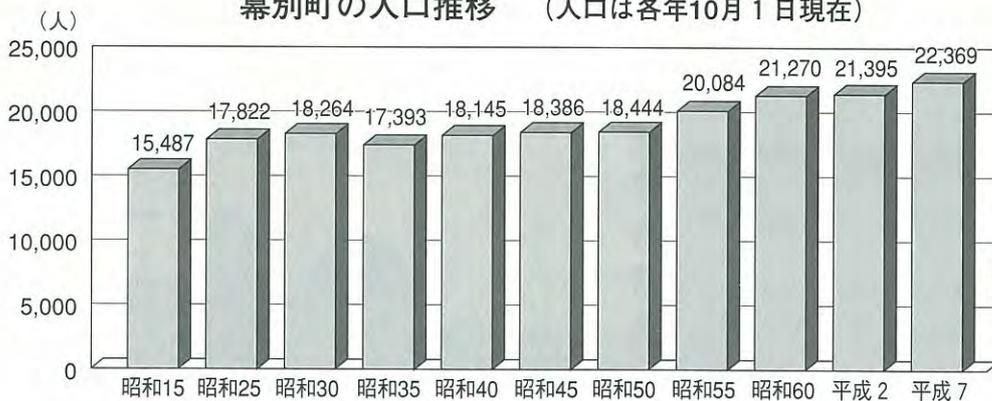
▶ 第3回 ◀  
20,000 (人)



町民20,000人目の芋坂寿子さん

幕別町の人口は1月末現在で24,386人。20,000人に達したのは、ちょうど20年前の昭和54年です。今回は20,000人目の方をご紹介します。この方は相川にお住まいの芋坂寿子さん。芋坂さんは昭和54年3月2日生れで今年成人式を迎えたばかり。20,000人目の感想について、「おばあちゃんからも聞いていたので自分でも知っていました。実感はあまりありませんが、周りからはすごいねえといわれます。現在は看護婦を目指しています。幕別町から離れて暮らしたことがないので、ほかの町と比較できませんが、人ごみがなくいいところじゃないですか」と答えていただきました。

幕別町の人口推移 (人口は各年10月1日現在)



※国勢調査による

## こちら編集室です

昨年暮れから、新聞・テレビをにぎわしている地域振興券。すでに交付されている町もあるようですが、幕別町でも三月一日に交付します。多分、この広報紙が届く頃にはすでに受け取っている方もいると思います。

紙面にも書きましたが、地域振興券は町内での使用、かつ認定を受けた店で利用することになっていきます。また使用期間も今年の八月いっぱいまでと限定されているため注意が必要です。

ところで、この地域振興券、お金は国が赤字国債という借金で賄うもの。いずれは子どもたちも税金で返していくことになります。

この地域振興券が少しでも景気回復の活性剤になればと願うばかりです。

久保・山端

### 人の動き《平成11年1月末日現在》

人口 24,386人 (+36人)  
男 11,770人 (+21人)  
女 12,616人 (+15人)  
世帯数 8,804戸 (+20戸)

広報まくべつ —1999年3月号

■発行 幕別町

■編集 企画室広報広聴担当

(〒089-0692 北海道中川郡幕別町本町130番地  
TEL 0155-54-2111 FAX 0155-54-3727)

☎町機関の電話番号

|          |         |
|----------|---------|
| 役 場      | 54-2111 |
| 役場札内支所   | 56-2111 |
| 役場糠内出張所  | 57-2140 |
| 役場駒島出張所  | 57-2171 |
| 教育委員会    | 54-2006 |
| 保健福祉センター | 54-3811 |
| 車両センター   | 54-2171 |
| 町民会館     | 54-3030 |
| 札内福祉センター | 56-2111 |
| 百年記念ホール  | 56-8600 |

# まおしらせ

No.644



笑顔で人々がふれあうまちづくり

1999年  
(平成11年)

# 3・1

## 幕別町奨学生募集

経済的な理由によって就学困難な方に奨学資金を支給し、「有能な町民の育成」と「教育の理念達成に資する」ことを目的に奨学生を募集します。

### ◆資格(すべてに該当する方)

(1)本町に、住所を有する者の子弟であつて、高校または国立高等学校に入学する者および在学中の方。

(2)経済的な事情により右記、学校に入学および在学が困難な方。

(3)学業優秀、性行善良、身体健全である方。

(4)他の機関から奨学に類する資金の支給または貸与のない方。

◆奨学資金支給額 予算の範囲内で支給します。(平成十年度は一人月額五、〇〇〇円でした)

◆提出書類(各一部)

- (1)奨学生願書
- (2)中学校長(高校在学学生は当該校長)の推薦書
- (3)家庭状況調査書
- (4)過去三カ年の学業成績証明書
- (5)奨学金受給資格家庭状況意見書

※書類は教育委員会および各中学校にあります。

◆提出期限 三月二十三日(火)までに教育委員会へ。

※現在受けている方で、引き続き

在学のため、平成十一年度も奨学資金を希望する方も手続きが必要です。

◆詳細 教育委員会学校教育係  
(☎54-2006)へ。

## 町税嘱託徴収員を募集

◆勤務内容 納税督促と徴収

◆募集人員 二名

◆賃金

月額 一四四、三八〇円

◆勤務日数 週五日

◆勤務時間 一日六時間以内

◆応募資格

・年齢六十三歳未満の方

・普通運転免許をお持ちの方

◆雇用期間 一年以内としますが

延長は可(ただし、満六十五歳に達した日の年度の末日までと

します)

◆申し込み ご希望の方は、申込

書を請求のうえ、三月十五日(月)ま

でに税務課納税係(内線224)

へ。(郵送の場合は当日消印有効)

## 保健福祉センターの 臨時職員を募集

◆職種

診療車の運転および事務補助等

◆募集人員 一名

◆資格 大型自動車免許を有する六十五歳未満(昭和九年四月

二日以降生まれ)の方

◆雇用条件 幕別町臨時職員の取り扱い基準による。

◆雇用期間 平成十一年四月一日

～平成十二年三月三十一日

◆勤務時間 午後〇時三十分～

午後五時十五分

(月曜日から金曜日)

◆申し込み 履歴書一通(市販の用紙に写真添付)を三月十五日まで保健福祉課(内線120)へ提出してください。

## 重度心身障害者および母子 家庭等医療費受給者証の更新

平成十一年三月末で受給者証の有効期間が終了となります。

この制度は、医療費の自己負担分を町が支払うものなので、受給者の方の保険を確認する必要があります。

国民健康保険の加入者以外の方(社会保険・共済保険加入者等)

は町で保険の確認ができないため、三月中旬に通知をしますのでそれ以降、役場窓口で更新の手続きをしてください。

国民健康保険に加入している方については、三月下旬に新しい受給者証を送付します。

なお、旧受給者証はすみやかに返還してください。

◆詳細 町民課国保医療係

(内線102)

## 介護保険の説明にお伺いします

町では、平成十二年四月から始まる介護保険制度について、町民のみなさまに理解を深めていただくために、次のとおり職員が出向いてお話しをさせていただきますので気軽に申し込みください。

- ◆対象 約二十名以上の集まり
- ◆申し込み方法 電話で受け付け
- ◆その他 日時については、できるかぎり希望に添えるようにいたします。

◆申し込み・問い合わせ  
保健福祉課介護保険準備係  
(内線 119)

## 軽自動車をお持ちの方へ

名義変更・住所変更または廃車などの手続きは、お早めに！  
・標識番号が幕別町のもものは幕別町役場税務課へ  
・帯広のものは軽自動車協会もしくは陸運支局で手続きをしてください。なお、四月一日が軽自動車税の課税の基準日となっています。

## 固定資産課税台帳の縦覧

平成十年年度の固定資産課税台帳の縦覧を行います。

### ◆期間

三月一日(月)～三月二十三日(火)まで  
(土・日曜日、祝日は除く)

### ◆時間

午前八時四十五分～

午後五時十五分まで

◆場所 役場二階税務課

◆縦覧できる人

- ①所有者および同居の家族
- ②所有者からの委任状などを持参した人。
- ③納税管理人
- ④所有者が法人の場合は、法人の代表者または委任状などを持参した事務担当者など。

### ◆詳細

税務課資産税係(内線223)

## リフレッシュ教室

体を動かすことにより、疲労回復と心身のリフレッシュを図りましょう。

◆日時 三月八日(月)

三月十一日(木)、三月十二日(金)  
(計 三回)

※午後七時より一時間三十分程度

### ◆会場

札内スポーツセンター

◆対象 町内在住者

◆内容 スポンジテニス

◆参加料 三〇〇円(保険料)

◆持ち物 運動靴・タオル等

◆申し込み・詳細

三月五日(金)までに教育委員会社会体育係(☎54-2006)へ。  
(当日申し込み可)

※幕別町体育指導委員が指導します。

## 第十回チャリティー

## まくべつ歌の祭典

◆日時 三月七日(日)

午後六時～

◆会場 町民会館地下大ホール

◆入場料

五〇〇円(当日七〇〇円)

### ◆チケット取扱

糠内出張所(☎57-2140)

坂本宅(☎54-3863)

森野宅(☎54-3034)

◆ゲスト 青江三奈そっくりさん

友情出演 多数参加(芝オケあり)

◆主催 幕別歌謡愛好会

## 3月『健康づくり体操教室』参加者を募集



からだを気持ちよく動かして、あなたの健康づくりに是非お役立て下さい！  
いづれの教室も初心者を対象としています。無理せず自分のペースでO.K./気軽に参加してみませんか？

### ●場 所 保健福祉センター

| 教室              | 日付                   | 時間                                 | 定員  | 内 容                               | 持 ち 物      |
|-----------------|----------------------|------------------------------------|-----|-----------------------------------|------------|
| らくらく<br>エアロビクス  | 3月8日(月)<br>3月10日(水)  | 18:30～<br>19:30                    | 20名 | エアロビクスの優しい動きを中心に行います。             | 運動靴<br>タオル |
| 脂肪燃焼/<br>エアロビクス | 3月11日(木)             | 18:30～<br>19:30                    | 20名 | エネルギーを多く消費させるので、ダイエットにおすすめ。       | バスタオル      |
| リズムボール          | 3月10日(水)<br>3月15日(月) | 15:00～<br>15:45<br>11:00～<br>11:45 | 10名 | ボールに乗って弾みながら、楽しくバランス感覚を養います。      | 運動靴        |
| 青竹ふみで<br>エアロビクス | 3月17日(水)<br>3月29日(月) | 11:00～<br>11:45<br>18:30～<br>19:15 | 12名 | 青竹ふみを使い、足の裏のツボを刺激しながら、運動を行います。    |            |
| リフレッシュ<br>体操    | 3月25日(水)             | 10:30～<br>11:30                    | 15名 | 肩こりや冷え症や便秘等の体の不調に簡単にできて気持ち良い運動です。 | タオル        |

○申し込み・詳細：保健福祉センターまで(☎54-3811・内線104)  
尚、3月22日(月)は、保健福祉センター健康増進室の機器の整備・点検及び清掃のため、健康増進室は使用できませんのでご了承下さい。

## 知事・道議の不在者投票のできる期間

### 不在者投票のできる期間

選挙期日の告示の日（知事は3月25日、道議は4月2日）から選挙の期日の前日（4月10日）まで（土曜日、日曜日も投票できます。）

### 不在者投票の取扱時間

期間中午前8時30分から午後8時まで。

### 不在者投票場所

- ・役場3階選管事務局
- ・札内支所一階講座室

## 知事・道議会議員 選挙人名簿の縦覧

4月11日(日)に執行される知事・道議会議員選挙にかかわる選挙人名簿の縦覧は次のとおりですので、新たに登録されることとなった人など、確認してください。

**縦覧期間** 知事 3月25日(木)～3月26日(金)

道議 4月2日(金)～4月3日(土)

**縦覧場所** 役場3F選挙管理委員会事務局

## 幕別町長および町議会議員 選挙立候補予定者等の 説明会開催のご案内

来る4月25日(日)に執行される幕別町長および幕別町議会議員選挙の立候補予定者等を対象に次のとおり説明会を開催しますので、関係者はぜひ参加されますようお知らせします。

### 1. 日 時

3月26日(金) 午後1時

### 2. 場 所

幕別町民会館(2階講堂)

### 3. 説明内容

- 1) 選挙運動について
- 2) 立候補の準備および届出について
- 3) 選挙運動費用について
- 4) その他

なお、会場の都合もありますので、参加される方は、1予定者について2名以内とします。

## まくべつ農村アカデミー

### 第四期 研修生募集

今農業は、農畜産物の輸入自由化等により農業経営の厳しさが増す一方、食料自給率の低迷により、二十一世紀に向け新たな展開を見せようとしています。

このようなことから、町では「まくべつ農村アカデミー」を開設し、農業者の皆様方とともに新しい「幕別農業」を目指し各種研修事業を開催していますので、ぜひこの機会にアカデミーに参加してみませんか。

### ◆研修コース

(1) フロンティア研修 新たに農業

経営を始めた方への研修。

・標準研修期間 一年間

(2) ニューファーマー研修 学校卒業

者・Uターン者の方または、後継者の配偶者の方を対象とした研修。

・標準研修期間 二年間

(3) リーダー研修 概ね三十～四十

歳程度の中堅農業者の方への研修

・標準研修期間 二年間

### ◆聴講制度

各研修コースでは、アカデミー研修以外の一般農業者・農業実習生および農業に関心のある一般町民を対象に聴講生を募集いたします。

### ◆応募資格

(1) 各研修コースとも、男女は問いません。

(2) 町内在住の農業者および農業後継者（予定者）。

(3) 町内在住の農業子弟で、Uターン就農者（予定者）。

(4) 町内で将来就農を考えている方。

(5) 町内で現在農業研修（実習）を受けている方。

(6) 町内在住の一般町民で農業に興味をもっている方。

(7) 年齢は各研修コースによるが、四十歳程度までの方。

◆定員 各研修コースとも五名程度とします。応募者多数の場合は、選考により研修生を決定させていただきます。

◆申し込み 三月二十三日(火)までに農林課農業振興係

(内線242・243)へ。

## 町民交通傷害保険の 加入申し込み

### ◆保険料

一口 四八〇円(一人二口まで)

◆申し込み 三月一日(月)から(印鑑必要)

### ◆申し込み場所

町民課交通防災係・札内支所・各出張所

※なお、新入学児童については、町で一括加入手続きします。

(一人一口)



# 選挙の話

①

大切な一票を無駄にしないために、知っておいてください。

町選挙管理委員会では、統一地方選挙を間近にひかえ「選挙の話」を2回に分けて連載します。今回は日程・登録・郵便による不在者投票制度についてお知らせ致します。

(町選挙管理委員会)

## 統一地方選挙の日程決まる

統一地方選挙は、昭和22年4月に新しい地方自治制度に基づき初めて行われ、その後、4年ごとに行われており、今年は第14回にあたります。その期日は、従来どおり「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」の制定により、次のとおり定められました。

| 区分    | 選挙期日  | 告示日   | 選挙人名簿登録基準日 |
|-------|-------|-------|------------|
| 知事    | 4月11日 | 3月25日 | 3月24日      |
| 道議    | 4月11日 | 4月2日  | 4月1日       |
| 町長、町議 | 4月25日 | 4月20日 | 4月19日      |

## 選挙人名簿登録・選挙権

### 1, 今回の選挙において、新たに選挙人名簿に登録される方は次のとおりです

#### (1) 知事、道議選挙

知事選挙は選挙人名簿登録基準日(3月24日)の3ヵ月(H10年12月24日)また、道議選挙は選挙人名簿登録基準日(4月1日)の3ヵ月(H11年1月1日)以前に本町に転入届出を行った人で、引き続き幕別町に居住している人かつ、選挙期日現在満20才(昭和54年4月12日以前出生)である人。

#### (2) 町長、町議選挙

選挙人名簿登録基準日(4月19日)の3ヵ月(1月19日)以前に本町に転入届出を行った人で、引き続き幕別町に居住している人、かつ、選挙期日現在満20才(昭和55年4月26日以前出生)である人。

### 2, 選挙人名簿から抹消される人

過去においてすでに選挙人名簿に登録されている人が、本町から転出後4ヵ月を経過したとき抹消されます。この場合再転入しても1の(1)および(2)により3ヵ月の住所要件がなければ、選挙人名簿に登録されません。

### 3, 住所要件にかかわる選挙権の有無

#### (1) 知事、道議選挙

町外転出者であっても、選挙人名簿から抹消されていない人で、他の市町村の選挙人名簿に登録されていない人は、その転出先が道内に限り、本町において選挙することができます。

#### (2) 町長、町議選挙

選挙人名簿に登録されている人であっても、選挙期日当日まで幕別町に居住していなければ選挙することができません。

したがって、4ヵ月経過前の転出者であっても、町長、町議選挙においては投票することができません。



# ゴミ 燃やさないで!

町では、昨年204個の簡易焼却炉を撤去しました。これは、他の町村と比べてとても高い数字で町民の意識の高さがうかがえます。

「わたしぐらい」「うちぐらい」という考え方をやめましょう。

環境は、皆で協力して守っていくものです。ゴミは適正処理のできる町のゴミ収集に出してください。「隣でゴミを燃やしている」「近所で燃やしていて煙がくる」こういう苦情がないよう一人一人が気をつけましょう。

# 飼い主はご用心

放し飼いは10万円以下の罰金

犬の飼い方に対する罰則・罰金があるのを知っていますか?



最近、かみつきのなどによる事故があった場合、登録・予防注射を受けているかが問題になり訴訟問題に発展することもあります。犬は責任を持って飼いましょう。

| 3万円以下                     | 5万円以下  | 10万円以下                                 | 罰金   |
|---------------------------|--|--|------|
| (一)犬の立ち入り検査を正当な理由なく拒む場合など | (一)犬の登録表示をせずに飼う場合  | (一)指定の場所以外に犬を捨てた場合                     | 対象内容 |
|                           | (二)犬が人や家畜に害を加えたり、迷惑散歩の際のフンの始末などをかけた場合、飼育場所を不潔にしている場合など、その改善命令に従わない場合 | (二)人や家畜に危害を加えた犬の飼い主が処分に対する命令に従わなかった場合  |      |
|                           | (三)犬が入または家畜に害を加え、飼い主が加害届を出さなかった場合                                    | (三)放し飼い、けい留違反(二メートル以内の綱・鎖等をつないでいない)の場合 |      |

# きまりを守ってリサイクル

## 〈紙パック編〉



このごろ量が少ないんだ  
資源に出してネ!



(新聞・雑誌・ダンボール)

公区の資源回収に  
協力しよう

町からkg当り2円の助成が出ます

(汚れたものは燃やせるゴミへ)



これからは  
再生品  
を使おう  
っと...



リサイクルで作られた製品、資源やエネルギーを大切に、環境にやさしい製品についているマーク



緑を守るために、古紙などをリサイクルして作った紙についているマーク

※リサイクルには、時間も、お金もかかります。リサイクルの流れを止めないためにも、再生品を使いましょう。

■ゴミは決められた日時に出しましょう■



☎町機関の電話番号

|          |         |
|----------|---------|
| 役 場      | 54-2111 |
| 役場札内支所   | 56-2111 |
| 役場糠内出張所  | 57-2140 |
| 役場駒島出張所  | 57-2171 |
| 教育委員会    | 54-2006 |
| 保健福祉センター | 54-3811 |
| 車両センター   | 54-2171 |
| 町民会館     | 54-3030 |
| 札内福祉センター | 56-2111 |
| 百年記念ホール  | 56-8600 |

# まくおしらせ

No.645



スマイルタウン  
まくべつ

笑顔で人々がふれあうまちづくり

1999年  
(平成11年)

## 3・15

### 四月一日から 「高齢者福祉業務」を保健福祉 センターへ移行します

平成十二年度からの介護保険制度の導入に向けて、今まで役場本庁舎で行なっておりました高齢者の方々の福祉業務（介護保険に関する業務も含みます）を保健福祉センターに移行します。

皆様には、なにかとご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

- 〔今まで〕
- 本庁舎 保健福祉課
- ・児童福祉
  - ・高齢者福祉
  - ・障害者福祉
  - ・生活困窮者福祉

- 〔4月から〕
- 本庁舎 福祉課
- ・児童福祉
  - ・障害者福祉
  - ・生活困窮者福祉
- 保健福祉センター
- ・高齢者福祉

### トレセン・スポセン・学校 開放(体育館)の団体使用 申し込み

五月から十月までの団体使用の受け付けをします。現在、使用中の団体も申請書が必要です。

なお、学校開放(体育館)は一団体一カ所の申請となります。

◆申し込み

四月二日(金)まで。

◆申し込み

トレセン (☎54-2106)

◆申し込み

スポセン (☎56-4083)

◆体育館

教育委員会 札内支所 糠内出張所

※申請書は右記場所にあります。

### パークゴルフコース オープン予定

#### パークゴルフコース オープン予定

・四月十七日(土)

俳句村・牧水の森コース

・四月二十四日(土)

つつじ・サーモン・新田の森・

エルム・ちろつとの森・さくら

(明野ヶ丘公園)・糠内・はら

っぱ36コース

※天候や芝の状態によりオープンが遅れる場合があります。

クマゲラハウスは四月二十四日

(土)午前九時オープン(予定)

### パークゴルフコース 四月一日(木)より 団体予約受付開始

#### 団体予約受付開始

団体使用(二十名以上)は事前  
に必ず申し込みください。

◆幕別地区

へつつじ・サーモン・新田の森・  
さくら

幕別トレセン (☎54-2106)

四月二十四日以降は

クマゲラハウス (☎54-2289)

◆札内地区

へエルム・ちろつとの森・はらっ  
ぱ36

札内スポセン (☎56-4083)

◆俳句村・牧水の森

四月十七日(土)以降

焼肉ガーデン (☎56-2125)

◆糠内地区へ糠内やまびこ

糠内出張所 (☎57-2140)

※用具の申し込みも同時に受付し

ます。

### 軽自動車をお持ちの方へ

名義変更・住所変更または廃車  
などの手続きは、お早めに!

・標識番号が幕別町のもものは幕別  
町役場税務課へ。

・帯広のものは軽自動車協会もし

くは陸運支局で手続きをしてく

ださい。なお、四月一日が軽自

動車税の課税の基準日となって

おります。

◆保健福祉センター

幕別町新町一・二番地の一

(☎54-3811)

平成十二年四月一日から  
老人保健法の規定に基づき

―高齢者の患者さんの負担額が変わります―

老人保健制度加入者の皆さんの診療に関する一部負担金の額が次のとおり変更になります。

◆外来の場合

一日につき

五〇〇円→五三〇円

ただし、同一の医療期間に一月に五日以上通院した場合は、その月の五日目以降の通院については無料となります。(薬剤に関する一部負担金はお支払いいただきます)

◆入院の場合

一日につき

一、一〇〇円→一、一〇〇円

※市町村民税非課税の世帯に属する方で高齢福祉年金を受給している方については、一日につき五〇〇円に減額されます。

※市町村民税非課税の世帯に属する方等については、一カ月の負担上限が三五、四〇〇円に減額されます。

・認定証を発行するためには申請手続きが必要となります。

◆お問い合わせ

申請手続きなど詳しくは町民課国保医療係(内線101)までお問い合わせください。

政策論文を募集します

(財)北海道市町村振興協会では、設立二十周年を記念して、地域づくりの政策のアイデアに関する論文を募集します。

◆応募締切り

五月三十一日(月)

◆応募作品

八千字〜一万二千字程度

◆賞

・最優秀賞(一編) 賞状および副賞賞金五十万円 ほか

◆応募先

作品最初のページに、テーマ・住所・氏名・性別・年齢・職業を記入のうえ、郵送してください。

◆詳細

役場企画室(内線362)までお問い合わせください。

労働保険年度更新の

手続きはお済みですか

平成十年度確定保険料および平成十一年度概算保険料の申告納付は四月一日から五月二十日まで済ませましょう。

◆問い合わせ

帯広労働基準監督署 第三課適用徴収係へ。  
(☎22-8100)

平成11年度 老人福祉センター行きバス運行表

|                  |             |                 |             |            |                 |
|------------------|-------------|-----------------|-------------|------------|-----------------|
| 幕別線              | 東27号(東原宅前)発 | 北3号(交差点)        | 八重洲ドライブイン前  | 大平原ドライブイン前 | 南8線東30号         |
|                  | 9:05        | 9:12            | 9:18        | 9:21       | 9:24            |
|                  | 南8線東26号     | 理容おおさわ前         | 旧給食センター前    | 十勝電設前      | 町民会館前           |
| 新和・札内線           | 相川22号       | 相川20号           | 相川17号       | 15号南5線     | 老人福祉センター着       |
|                  | 9:26        | 9:29            | 9:30        | 9:33       | 9:37            |
|                  | 9:47        | 9:49            | 9:52        | 9:54       | 10:10           |
| 駒島・美川線           | 茂発谷橋発       | 西猿別近隣センター       | 山口宅前        | 稲志別近隣センター  |                 |
|                  | 8:52        | 8:57            | 9:10        | 9:18       |                 |
|                  | 札内福祉センター    | 小田米穀店前          | 春日バス停       | 東春日バス停     | 国道38号線白人小学校前バス停 |
|                  | 9:25        | 9:30            | 9:33        | 9:35       | 9:39            |
|                  | 3線12号       | 旧ルネッサンス前        | おち小児科前      | 札内北小前      | 桜町近隣センター        |
| 古舞線              | さかえ保育所      | 老人福祉センター着       |             |            |                 |
|                  | 9:55        | 10:10           |             |            |                 |
|                  | 南勢福祉宅前発     | 糠内消防署前          | 中里小学校前      | 駒島新田宅前     | 17線(道々幕大線)      |
| 8:35             | 8:42        | 8:48            | 8:55        | 9:05       | 9:10            |
| 道々尾田豊頃停車場線・3号交差点 | 西3号3線       | 道々豊頃糠内芽室線(松岡宅前) | 美川6号(小笠原宅前) |            |                 |
| 9:16             | 9:20        | 9:27            | 9:28        |            |                 |
| 砂田宅前             | 明倫17号       | 明倫小学校           | 明倫第2会館      | 共栄ピクルス     | 老人福祉センター着       |
| 9:33             | 9:36        | 9:41            | 9:45        | 10:00      | 10:10           |
| 古舞線              | 古舞第1会館      | 古舞近隣センター        | 萩野宅前        | 途別近隣センター   |                 |
|                  | 9:30        | 9:38            | 9:45        | 9:50       |                 |
|                  | あかしま南団地バス停  | 喫茶ミニコン前         | 木川商店前       | 老人福祉センター着  |                 |
| 10:00            | 10:03       | 10:06           | 10:10       |            |                 |

◆幕別線は通年運行します。  
◆新和札内線は停車場所と時間の変更となります。  
◆帰りのバス時間  
4月〜9月 午後2時30分  
10月〜3月 午後2時

| 4月の老人福祉センターバス |           |
|---------------|-----------|
| 幕別線           | 駒島・美川線    |
| 5日<br>19日     | 7日<br>21日 |
| 新和・札内線        | 古舞線       |
| 6日<br>20日     | 8日<br>22日 |

## 男女雇用機会均等法が大改正!!

～男女別の募集・採用は禁止されます～

男女雇用機会均等法が改正され、11年4月1日から従業員の男女別の募集・採用については差別として禁止となります。募集にあたっては、「女子パート募集」など男女を特定する使いなれた職種の表現はもちろん、「女性のみ募集」「女子優遇」などの表現や取扱いも、女性の職域の固定化や男女の仕事を分離することになるとして禁止されます。

これらは、ハローワークへの求人申し込みや新聞等への募集広告などについても同様の取扱いとなります。

### ◆問い合わせ

ハローワーク帯広 (☎54-2106)

### 求人申込み募集広告の一例

| 悪い例     | 改善                     |
|---------|------------------------|
| ウェイトレス  | ウェ이터・ウェイトレス<br>フロアスタッフ |
| 保母      | 保育士                    |
| 看護婦     | 看護婦・看護師<br>看護婦・士       |
| 女性店員    | 店員                     |
| フロアレディ  | フロアスタッフ                |
| セールスレディ | セールススタッフ               |
| 営業マン    | 営業職、営業部員<br>営業マン(男女)   |
| 女子事務員   | 事務員                    |

## 事業主のみなさまへ

平成11年4月1日から労働基準法が改正されます。

- 年次有給休暇の付与日数が引き上げられ、雇い入れ後2年6ヵ月を超えると1年ごとに2日づつ加算されること。
- 労働条件の書面での明示事項が賃金に関する事項のほか追加されたこと、その他の内容が変わります。

### ◆問い合わせ

帯広労働基準監督署監督係まで  
(☎21-8100)

## 幕別パークプラザ施設利用のご案内

4月1日より、町民の皆様には「幕別パークプラザ」1階コミュニティ施設がご利用頂けることとなりましたのでご案内いたします。

### 利用施設

|           |  |
|-----------|--|
| コミュニティホール | 可動式掲示板を備えたギャラリーで、絵画・書道等の展示場としてご利用いただけます。 |
| 多目的ホール    | 防音完備、ミラーボール付きでダンス・100名規模の会議にも利用できます。     |
| カルチャーホール  | カラオケ装備で、カラオケボックスとしても利用できます。              |
| 研修室(和室)   | 和室で、茶道・華道等に利用できます。                       |

**利用料金** 原則として、幕別町の公共施設の使用料基準に準ずることとしますが、コミュニティ活動、文化・公共的団体の利用については減免することができます。

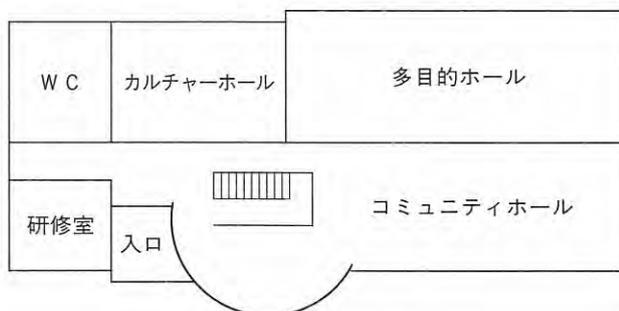
**利用時間** 年末年始を除く毎日 午前9時～午後10時まで

**利用申込** 事前に商工会事務局まで、申込書を提出してください。(3ヵ月先まで予約できます)

**受付時間** 土日祝日を除く平日 午前9時～午後5時まで

電話54-2703 FAX54-2702

※3月30・31日に無料開放しますので、ぜひ各施設をご覧になってください。



1階平面図

詳しくは、商工会事務局までお問い合わせください。

場合を除き、いかなる名儀をもってするを問わず、また時期の如何を問わず、当該選挙区内にある者に対し、寄附をすることができません。

#### 一定期間とは

※5および6の「一定期間」とは、今回の町長・町議会選挙においては、平成11年1月25日から4月25日までの期間をいう。

## 7、会社、労働組合などの団体の寄附に関する規制

### (政治資金規正法第21条、第22条の2)

会社、労働組合などの団体は、選挙に関するものかどうかを問わず、政党、政治資金団体および資金管理団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をすることができません。

## 8、候補者等が関係する会社等の寄附の禁止

### (公職選挙法第199条の3)

公職の候補者（候補者となろうとする者および公職にある者を含む。）がその役職員または構成員である会社その他の法人または団体は、政党その他の政治団体に対するなど特別の場合を除き、いかなる名儀をもってするを問わず、当該選挙区内にある者に対し、候補者等の氏名またはその氏名が類推されるような方法で寄附をすることができません。

## 9、候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止

### (公職選挙法第199条の4)

公職の候補者（候補者となろうとする者および公職にある者を含む。）の氏名が表示され、またはその氏名が類推されるような名称が表示されている会社、その他の法人または団体は当該選挙に関し、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名儀をもってするを問わず寄附をすることができません。

#### 禁止されている寄附行為

寄附の中には、冠婚葬祭等の花輪、供花、香典、祝儀、引出物等の供与も含まれます。

(公職選挙法第179条第4項)

(☎54-2111 内線356)

# ★不在者投票の制度

投票日に仕事や用事で投票所へ行くことができない方は、不在者投票制度を利用して投票することができます。

## 不在者投票のできる場合

不在者投票のできる場合の事由は次のとおりです。

- (1) 仕事や冠婚葬祭の予定がある場合。
- (2) 買物やレジャーなどの私用で投票区にいない場合。
- (3) 病気、けが、妊娠などの理由で歩行が困難である場合。
- (4) 離島など、交通の不便なところに住んでいる、滞在している場合。
- (5) その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住している。

## 不在者投票の方法

- (1) 不在者投票所
  - ・幕別町役場選挙管理委員会
  - ・札内支所1階講座室
- (2) 不在者投票期間  
選挙の告示の日から投票日の前日まで
- (3) 不在者投票の時間  
午前8時30分～午後8時まで
- (4) 不在者投票の仕方
  - ・不在者投票投票所にて「不在者投票請求書・宣誓書」に本人が記載しますが、印鑑は必要ありません。
  - ・幕別町の選挙人名簿に登録されている選挙人が他の市町村で不在者投票をする場合はあらかじめ本人が記載した「不在者投票請求書・宣誓書」を幕別町選挙管理委員会に郵送または持参しなければなりません。

この場合、郵送等に時間がかかりますのでお早めに選挙管理委員会にお尋ね下さい。

※ 不在者投票の際にも投票所入場券を持参ください。

# 選挙の話

②

大切な一票を無駄にしないために、よんでください。

町選挙管理委員会では、統一地方選挙を間近にひかえ「選挙の話」を2回に分けて連載しました。今回は後援団体等の政治活動と不在者投票制度についてお知らせいたします。

(選挙管理委員会)

## ☆後援団体等の政治活動

選挙が行われないときの政治活動は、事前運動にわたらない限り原則として自由に行うことができます。しかし、文書図画の掲示については、選挙運動とまぎらわしく、しかもお金のかかることから、数回の公職選挙法等の改正がなされております。これは、お金のかからない、きれいな選挙を実現しようとする気運が高まって改正されたものであり、その内容も政治団体（後援団体）の政治活動、選挙運動にかかわるものに重点がおかれております。そのなかで、とくに後援団体等に関するものは、次のとおりです。

### 1. 政治団体の範囲

(政治資金規正法第3条)

- (1) 政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、またはこれに反対することを本来の目的とする団体、または、これらの活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体。
- (2) 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、またはこれに反対することを本来の目的とする団体、または、これらの活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体。

### 2. 政治団体の届出

(政治資金規正法第6条)

政治団体は、その組織の日から7日以内に文書で、当該団体の規約等を添えて、北海道選挙管理委員会十勝支所(十勝支庁内)に届出をしなければなりません。

### 3. 届出前の寄附または支出の禁止

(政治資金規正法第8条)

政治団体は、届出がされた後でなければ、政治活動のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、または支出することができません。

### 4. 後援団体等の文書図画の規制

(公職選挙法第143条)

公職の候補者（候補者となろうとする者および公職にある者を含む。）の政治活動のために使用される当該候補者の氏名または氏名が類推されるような事項を表示する文書図画および後援団体の政治活動のために使用される当該団体の名称を表示する文書図画は、次に掲げるもの以外は掲示することができません。

#### (1) 立札、看板の類

法令で定める総数（町長・町議選挙に係るものの最高8枚まで）の範囲内で、一事務所について2枚を限り掲示されるもので、かつ、その規格が、縦150cm、横40cmを超えないものであり、選挙管理委員会が交付する証票を付したもの。

#### (2) 演説会等に使用するもの

政治活動のためにする演説会、講演会、研修会、その他これらに類する集会の会場においてその開催中のみ使用されるもの。

### 5. 後援団体に関する寄附等の禁止

(公職選挙法第199条の5)

後援団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をすることができず、また、一定期間何人も後援団体の総会その他の集会または後援団体が行う諸行事において、きょう応接待（通常用いられる程度の食事の提供は除かれます。）をし、または金銭、記念品その他の物品を供与することができません。

### 6. 候補者等の寄附の禁止

(公職選挙法第199条の2)

公職の候補者（候補者となろうとする者および公職にある者を含む。）は、後援団体に対するもの（一定期間は禁止）、親族に対するものなど特別の



## 介護保険制度の「ビデオ」貸出します

平成十二年四月から始まる介護保険制度について、町民のみなさまに理解を深めていただくために、広報用「ビデオ」を、作成しましたので貸出しを行ないます。

### ◆ビデオの内容

介護保険のサービスを受けるまでをわかりやすく説明してあります。収録時間約三十分。

### ◆貸出し場所

役場住民係、札内支所、糠内出張所窓口で貸出しを行ないます。

### ◆申し込み

貸出しを希望される方は、電話で保健福祉課（内線119）までお申し込みください。

## 平成十一年度

### 馬伝染性貧血検査の実施

家畜伝染病予防法および家畜改良増殖法の規定に基づいて標記検査を次のとおり実施します。対象家畜飼養者は検査を受けるとともに事前に受検頭数の連絡を、お願いいたします。

### ◆検査期間

四月十三日(火)～二十日(火)

### ◆対象家畜

(1)繁殖の用に供し、または供する目的で飼育している雌馬並びに同居している馬。ただし、生後

百八十日未満のものは除く。

(2)種付けの用に供し、または供する目的で飼育している雄馬。ただし生後百八十日未満のものは除く。

### ◆連絡先

三月三十一日(水)までに  
農林課畜産係（内線240）へ。

## 三月・四月の

### ゴミ出しについて

三月、四月は引越しが多くなりいろいろなゴミが出ますが通常のごみ収集で間に合わない場合は次のところをご利用ください。いずれも無料です。

### 《豊岡ごみ処理場》

家庭から出る燃やせないごみのみで免許証で確認させていただきます。

三月 午前九時～午後五時  
(三月三十一日まで)

### 《くりりんセンター》

燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ等が処分できますが「一般廃棄物区分申告書」が必要ですので役場町民課、札内支所で受けとってください。

場所 帯広市西二十四条北四丁目

午前九時～午後五時

### ◆問い合わせ

町民課環境衛生係(内線104)

# きまりを守ってリサイクル

## 〈アルミ缶・スチール缶編〉

ゆすいでつぶさないで出してネ！マークもみてね！

かいしゅうしたアルミかんをリサイクルすれば原料から作るのと同じエネルギーですむんだよ

リサイクルのアルミかんを利用すれば

リサイクルのスチール缶を利用すれば1/3のエネルギーですむんだよ

1コで

アルミかんを1コリサイクルすると40Wの電球を11時間半もつけていられるだけのエネルギーをせつやくできるんだ

33コ

1コ

スチール

アルミ

●再生品●  
アルミ缶…アルミ缶・自動車の部品等  
スチール缶…スチール缶・建物の骨組み等

ゴミ出しは日時を守って

# 4月の保健ガイド

| 日  | 曜 | 内 容                | 時 間         | 会 場         |
|----|---|--------------------|-------------|-------------|
| 2  | 金 | 断 酒 会              | 19:00~21:00 | 町 民 会 館     |
| 5  | 月 | 赤ちゃんクラブ            | 10:30~11:30 | 幕別町保健福祉センター |
| "  | " | "<br>(札幌北地区)       | 10:00~11:00 | 札幌内福祉センター   |
| "  | " | 赤ちゃんクラブ            | 10:00~11:00 | 途別近隣センター    |
| "  | " | "                  | 13:30~14:30 | 古舞近隣センター    |
| "  | " | "                  | 13:30~14:30 | 駒 畠 公 民 館   |
| "  | " | ポ リ オ              | 13:00~13:30 | 幕別町保健福祉センター |
| "  | " | "                  | 13:00~13:30 | 札幌内福祉センター   |
| 8  | 木 | リハビリ教室             | 13:00~15:30 | 幕別町保健福祉センター |
| 12 | 月 | 赤ちゃんクラブ<br>(札幌南地区) | 10:00~11:00 | 札幌内福祉センター   |
| "  | " | ポ リ オ              | 13:00~13:30 | 幕別町保健福祉センター |
| "  | " | "                  | 13:00~13:30 | 札幌内福祉センター   |
| 22 | 木 | リハビリ教室             | 13:00~15:30 | 幕別町保健福祉センター |

## 十勝地区肝がん検診 のおしらせ

肝臓病の方、過去に肝臓病にかかったことのある方、HBs高抗原性の方、C型肝炎と言われた方、血縁者に肝疾患の多い方、その他肝臓に不安のある方を対象に検診と相談を実施いたします。

◆日 時 四月十八日(日)  
午前八時三十分～午後二時

◆場 所  
帯広市公園東町三丁目九  
帯広市総合福祉センター

◆検診内容  
・超音波撮影装置による検査(エコー)  
・血液検査  
・専門医による医療相談  
・肝炎友の会相談コーナー

◆負担金 六、〇〇〇円  
◆申し込み  
三月二十九日～四月二日(金)まで  
帯広市民生部保健課  
(☎27-2325)へ。

◆お酒でお悩みの方へ  
断酒会の地域相談員に  
相談してみませんか?  
お酒が原因で、仕事の能率が落ちたり、日常生活に支障をきたしている方や、その家族の方へ。地域相談員が、ご相談にのります。お気軽にお電話ください。

◆相談員  
村田茂実 旭町八五 54-3451  
安田清蔵 千住二七 56-2426  
佐藤健市 文京町三七五 56-3568

# 4月の乳幼児健診

| 日  | 曜 | 健診名    | 受付時間        | 対 象 児               | 会 場         |
|----|---|--------|-------------|---------------------|-------------|
| 15 | 木 | 3ヵ月児健診 | 12:45~13:00 | 平成10年12月~11年1月15日生迄 | 幕別町保健福祉センター |
| "  | " | 7ヵ月児健診 | 13:00~13:15 | 平成10年8・9月生          | "           |
| 21 | 水 | 3ヵ月児健診 | 12:45~13:00 | 平成10年12月生           | 百年記念ホール     |
| "  | " | 7ヵ月児健診 | 13:00~13:15 | 平成10年8月生            | "           |
| 23 | 金 | 1才半児健診 | 12:45~13:00 | 平成9年9月生             | 札幌内福祉センター   |
| 28 | 水 | 3歳児健診  | 12:45~13:00 | 札幌内地区平成8年2月15日~3月生  | "           |

## 重度心身障害者および母子家庭等医療費受給者証の更新

平成十一年三月末で受給者証の有効期間が終了となります。この制度は、医療費の自己負担分を町が支払うものなので、受給者の方の保険を確認する必要があります。

国民健康保険の加入者以外の方(社会保険・共済保険加入者等)は町で保険の確認ができないため三月中旬に通知をします。それ以降、役場窓口で更新の手続きをしてください。

国民健康保険に加入している方については、三月下旬に新しい受給者証を送付します。

なお、旧受給者証はすみやかに返還してください。

◆詳細 町民課国保医療係  
(内線 102)

## 吹奏楽を楽しもう!

教育委員会では、町内の小・中学生、吹奏楽を楽しむ一般の方を対象に、吹奏楽コンサートを開催します。入場無料となっておりますので、たくさんの方のご鑑賞をお待ちしています。

◆日 時 三月二十八日(日)

◆開場 午後一時

◆開演 午後一時三十分

◆場 所 百年記念ホール

◆出演 帯広青少年吹奏楽団

◆演奏予定曲目 めざせポケモン

マスター、長い間、KinKi Kidsメドレー、G線上のアリア、ワシントンポストほか。

◆整理券 役場住民係、札幌内支所、糠内出張所、教育委員会、保健福祉センター、百年記念ホールで配布しています。

| 日     | 曜 | 当番医                    | 時間        |
|-------|---|------------------------|-----------|
| 4月4日  | 木 | 木村医院<br>札幌中央町 ☎56-5102 | 午前9時~午後5時 |
| 4月11日 | 木 | 勝山医院<br>本町 ☎54-2053    |           |
| 4月18日 | 木 | 景山医院<br>錦町 ☎54-2350    |           |
| 4月25日 | 木 | 塚田医院<br>宝町 ☎54-2725    |           |